

## 岩手県契約審議会会議録

開催日時

平成28年6月3日（金）10:00～11:05

開催場所

エスポワールいわて 1階 小会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題  
条例施行規則等（案）について
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

会議に出席した委員

【委 員】

|    |     |                      |
|----|-----|----------------------|
| 秋山 | 信愛  | 税理士・公認会計士            |
| 稲葉 | 馨   | 東北大学大学院法学研究科教授       |
| 熊谷 | 隆司  | 弁護士                  |
| 佐藤 | 義昭  | 一般社団法人岩手県経営者協会専務理事   |
| 谷藤 | 邦基  | 株式会社イーアールアイ常勤監査役     |
| 宮本 | ともみ | 岩手大学人文社会科学部教授        |
| 八幡 | 博文  | 日本労働組合総連合会岩手県連合会事務局長 |

欠席した委員

【委 員】

な し

事務局出席者

|    |    |            |
|----|----|------------|
| 菊池 | 哲  | 商工労働観光部長   |
| 高橋 | 徹  | 雇用対策・労働室長  |
| 工藤 | 直樹 | 〃 労働課長     |
| 藤原 | 隆博 | 〃 労働担当主任主査 |
| 佐藤 | 泰宗 | 〃 労働担当主査   |
| 岩崎 | 有喜 | 〃 労働担当主任   |

平成 2 8 年度  
第 1 回岩手県契約審議会

日時 平成 2 8 年 6 月 3 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分  
場所 エスポワールいわて 1 階 小会議室

## 1 開 会

○高橋雇用対策・労働室長 皆様、おはようございます。ただいまから平成 28 年度第 1 回岩手県契約審議会を開催いたします。

雇用対策・労働室長の高橋でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。

稲葉委員さんはもうすぐご到着の予定でございますが、現時点で委員 7 名中 6 名の出席をいただいております。過半数を超えておりますので、県契約条例の規定によりまして、会議が成立していることをご報告申し上げます。

## 2 あいさつ

○高橋雇用対策・労働室長 それでは、開会に当たりまして、菊池商工労働観光部長からご挨拶を申し上げます。

○菊池商工労働観光部長 改めまして、おはようございます。この 4 月から商工労働観光部長を拝命しております菊池哲と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今年度の第 1 回の県契約審議会の開催となりました。委員の皆様におかれましては誠に忙しいところ、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

県が発注する契約を通じての県民福祉の増進を目的とする県が締結する契約に関する条例につきましても、色々ご審議いただき、おかげさまをもちまして本年 4 月 1 日に施行させていただくことができました。重ねて御礼申し上げます。その間、お忙しい中、数度にわたりまして審議会で審議を尽くしていただき、今回ご議論いただきます施行規則の案につきましても、いよいよ本格的な検討ができる状況になってまいりました。

本日は、いわゆる特定県契約に係る条例施行規則案、中身について審議を尽くしていただきたいということで開催させていただきましたので、どうか皆様方それぞれのお立場から、忌憚のないご意見、ご審議等をいただきまして、この議論が次につながる有意義な会議となっていくようお願い申し上げます。開催のご挨拶といたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

## 3 議 題

### 条例施行規則等（案）について

○高橋雇用対策・労働室長 それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会は条例の第 12 条第 2 項の規定によりまして、会長に議長をお願いするということになっております。これ以降の会議の運営につきましては、熊谷会長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○熊谷会長 それでは、会議の次第によりまして議事を進めてまいります。

議題の条例施行規則等（案）について、事務局より説明をお願いします。

○工藤労働課長 雇用対策・労働室労働課長の工藤でございます。お世話になっております。では、私の方から説明させていただきたいと思っております。

最初に、お配りしております資料の確認でございますけれども、資料 No. 1 — 1、1 — 2、1 — 3 でございます。資料 No. 1 — 1 が規則案要綱と新旧対照表、そ

れから資料No. 1 - 2が規則に基づく様式の案の一覧、それから資料No. 1 - 3が前回いただいた意見とそれに対する対応、それから資料No. 2が今後のスケジュール、それから参考資料No. 1が条例の全文、それから参考資料No. 2が前回の審議会でお示しした際の規則素案の資料でございます。

本日は、前回2月5日の審議会でご審議いただきましたのに引き続きまして、条例第8条の特定県契約に関する条例施行規則等の案についてご審議いただきます。

まず、資料No. 1 - 1をご覧くださいと思います。この規則案要綱（案）につきましては、内容的に前回の審議会の素案から変更した箇所は下線の箇所でございます。

まず2の（1）の特定県契約の種類及び金額の要件につきましては、工事の請負契約の予定価格5億円以上など、前回と同じ案となっております。

前回の審議会では、5億円以上の工事が少なくなることが予想される場合には、5億円と定めた後でも規則で金額を見直すことにより対応することとしたいということをご説明しておりますが、その後27年度の実績と28年度、今年度の予定件数が出ております。

先ほどご紹介漏れました参考資料No. 3をご覧くださいと思います。この参考資料No. 3の上の表が17年度から28年度までの議会議決件数、これは予定価格5億円以上の工事請負契約が議決対象になりまして、その件数でございます。実際の契約件数が下のグラフでございますけれども、契約締結時期等の関係で数字が少し違っておりますが、上の表で見ますと27年度実績43件、28年度の予定件数も現時点で41件ということで、大きくは減少しないということでございます。

それでは、また資料No. 1 - 1、規則案要綱にお戻りいただきたいと思えます。規則案につきましては、2月の素案からの修正点は大きく3点ありますが、いずれも前回の審議会のご意見を受けたものではありませんで、事務局からの修正案でございます。まず1点目が第1の2（2）のア（ア）、報告対象とする労働者の範囲というところでございますが、2月の素案の際には骨格となりますaの工事請負に係る契約、それからbの部分だけを記載してございましたが、規則案ではより正確に特定県契約に直接従事する、それから管理、監督者等を除く労働者というふうに明記する案としております。これは奈良県の規則を参考にしたものでございます。

それから、前回からの修正点の2点目が一番下の（ウ）から、次のページにかけてでございます。報告する事項については、前回の素案では別に定める様式によるとしておりましたけれども、法務担当課からの指導によりまして、規則に報告事項を書いたほうが良い、個人情報収集の根拠になるので、この項目については追加した方が良いということで、このaからhの項目について規則で定めることに修正したいということでございます。

それから、3点目がイの（イ）、下線のところですが、条例上、知事は法令遵守状況を特定受注者に対して求めることとしておまして、下請や委託者の遵守状況についても特定受注者、元請者がまとめて報告をいただくという必要がありますので、特定受注者が下請者等に下請を行うという場合には下請負人等が法令遵守状況を特定受注者にまず報告しなければならない旨を特定受注者と下請者等との間で約さなければならないというような規定を特定県契約の契約書の記載事項にしたいという案でございます。

それから、第2の施行期日を定める附則のところも前回と同様に施行期日は平成29年4月1日というものでございます。

今回の審議会のポイントは、前回の審議会のご意見を踏まえた審議ということでございますので、次に資料No.1-3、前回審議会における条例規則等(素案)に対する主なご意見をご覧いただきたいと思っております。まず1の特定県契約の種類、金額については、先ほどご説明しましたとおり前回の素案と同じとしておりまして、今年度の予定件数も大きくは減少しない見込みということでございます。

前回の審議会でもいただいた主な意見のうち、大きなものが次の2の特定県契約の報告の方法ということで、(1)の報告対象とする特定県契約の指定についてでございます。前回の審議会でも特定県契約に該当する契約のうち、知事が指定するものについて報告を求めることとしたいということと、その指定については契約金額等を踏まえて契約審議会の委員の皆様へ選定をお願いしたいというふうにご説明したところでございますが、次のページにありますように委員による選定は避けたほうが良いという前回のご意見を踏まえまして、指定する方法につきましては、委員の皆様のご了解をいただいてマニュアル等を定め、それでもって事務局が指定する、指定作業をさせていただくということを進めさせていただきたいというふうに考えております。

それから、マニュアル等につきましては公開してしまうと、こういうルールであれば、うちの会社は絶対当たらないなとか、そういったことが事前にわかってしまうということもありますので、非公開ということにして、委員の皆様には個別にご相談といたしますか、お示しするというふうに考えてございます。

それから、この資料の2ページでございますけれども、指定管理者につきましては全て報告対象にできないかというご意見をいただきましたが、指定管理につきましても、状況を見ながら、あるいは必要な場合には全てを報告対象にするということもあり得るということと考えておりますが、施行当初は運用状況を確認しながら取り組んでいく必要がありますので、基本的には報告対象となる契約の中から選定して報告いただくということを始めさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、前回いただいたご意見の主なものとして、(2)の報告の様式についての御意見がございました。前回の審議会でも報告について負担軽減を図ったほうが良いというご意見を踏まえまして、様式については必要な範囲で簡素化するという案としてございます。

資料No.1-2をご覧いただきたいと思っております。資料No.1-2は、先ほどお話ししました規則に基づいて定める様式の案の一覧でございます。前回お示ししました県が条例第8条に基づいて賃金支払状況等の報告を求める様式に加えまして、その際の添付文書の様式ですとか、あるいはその報告内容に疑義がある場合に、さらに説明を求める場合の様式、改善を求める場合の様式などを追加してございます。

そして、前回お示ししました報告様式を簡素化する修正案が4ページでございます。前回お示ししました素案は、参考資料No.2の2ページでございます。前回の様式には記載していただく欄がいっぱいありましたが、今回の簡素化した修正案については、この案の縦に点線が入っていますが、点線の左側部分が修正した後の報告様式ということになります。記載していただくものは、主に1時間当たりの賃金額と社会保険の状況だけということになります。それから社

会保険についても前回は保険番号を記載していただくという案でございましたけれども、加入状況の有無だけを書いていただくというように簡素化しております。

それから、実際の作成作業の軽減を図るために、特定受注者にはエクセルのシートを電子データで提供し、点線の右側の網かけの部分の①、賃金総額とか、②、④、⑤、この網かけの部分を入力していただくと左側の報告様式に1時間当たりの賃金が自動計算で表示されるというふうに考えてございます。

この報告様式については、実際に報告される業者さんが、報告できないということでは運用上支障がありますので、実際に契約関係者数社、建設業者、ビルメンテナンス業者、指定管理者にヒアリングを行ってございまして、その概要が資料No.1-3の5ページでございます。参考2としまして、業者の方々からのヒアリング調査結果の概要を記載してございます。

5ページが一番上の欄のご意見、建設業者さんや指定管理者さんからのご意見ですけれども、前回の素案の報告様式案では、下請の労働者の賃金も一人一人報告していただくという案でございましたけれども、それにつきましては下請業者さんや委託業者さんは通常賃金体系の情報を元請業者さんとか、他の業者さんに知られることによりかなり抵抗がある、反発が大きいのではないかとのご意見でございました。

これに関連しまして、実は愛知県さんで今年、公契約条例を制定してございまして、3月に公布し、10月から本県と同じような報告制度を開始しますが、報告様式については、労働者一人一人の賃金ではなくて一番低い労働者の賃金だけを報告することで考えているということでありました。愛知県からヒアリングしたところ、やはり下請業者さんから元請業者さんに賃金情報を出すということには反対意見があったので、そういったことに配慮したということでございます。

そうしたことを踏まえまして、様式の修正案は資料No.1-2、様式集の6ページをご覧くださいと思います。下請業者さんが元請業者さんに賃金体系がわかるような報告をするのはちょっと難しいということがありますので、下請業者用の様式を元請業者用の様式と別の様式といたしました。下請業者さんの報告については、その契約に従事する労働者の中で最も賃金が低い方の賃金単価を報告いただく案に修正しようとするものでございます。

それから、資料No.1-3の5ページ、業者さんからのヒアリング結果の概要でございますが、上から2つ目の欄に工事現場単位での取りまとめは、その部分を切り分ける必要があるために、かえって現場代理人などの負担が大きくなるということで、会社単位とか事業所単位での報告も選択できるようにして欲しいという意見がございまして、そのように運用していきたいと考えてございます。

資料No.1-3の2ページ、前回いただいた意見の対応ページにお戻りいただきたいと思っております。前回いただいたご意見についての続きでございましてけれども、2ページが一番下、谷藤委員さんから、対象となっている従業員から閲覧申請があった場合の対応についてご質問いただきましたが、本県の情報公開担当課に確認したところ、本人から開示請求があった場合には個人情報保護条例の規定に基づいて非開示情報を除いて開示することとなり、労働者本人以外からの開示請求については非開示になるということでございます。

それから、次の3ページに進みまして、熊谷会長から弁護士照会があった場

合の対応についてご質問いただきましたが、これも同様に確認したところ、弁護士が依頼人の同意を得て依頼人本人の情報を照会する場合ですとか、裁判所からの文書提出命令があった場合には、個人情報保護条例の規定に基づいて提出することになるということでございます。

以上が前回の審議会でのご意見を踏まえました規則、それから様式案の修正案についての説明でございます。

それから、最後に資料No.2をご覧いただきたいと思います。今後のスケジュールでございますが、現在の規則案では、平成29年の4月1日からの施行を考えておりますが、説明会を実施するなど周知期間を考えまして、規則を今年の9月末か10月上旬ごろに制定、公布したいというふうに考えております。本日の審議で規則案についてご了承いただける場合には、今後、法規審査担当課との調整など規則の制定作業を進めさせていただきたいと考えておりますし、そうでなくて、もう一回審議が必要という場合には8月頃に審議会を開催して、ご審議いただきたいと思います。

それから、条例による県の取組につきましては、昨年度ご審議いただき、本年4月1日に公表させていただいたところですが、その取組は毎年度見直しをしていくこととしておりまして、その見直し案については来年2月ごろの審議会でご審議いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○熊谷会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がございました規則案に対しまして、委員の皆さんからご質問あるいはご意見等はないでしょうか。いかがでしょうか。

概ね前回の審議会の結果を踏まえたような形では修正されておりますが、どうぞ。

○佐藤委員 ちょっと細かいことなのですが、資料No.1-3の1ページ、2の(1)の谷藤委員さんの意見に対する対応で、「マニュアル等は非公開とし、各委員に個別にお示しすることとしたい」ということなのですが、公明正大に行うというのであれば、きちんと公開した方がわかりやすいような感じがします。ガイドライン的なものを業者にはわからないようにするということがどうなのかなという感じがするのですが、まず第1点でございます。

あと第2点は、同じく資料No.1-3の5ページでございますが、建設業者とか指定管理者あるいはビルメンテナンス業者から聞いているのですが、人材派遣会社には聞いてみたのでしょうか。その辺の実態を聞きたいというふうに思っております。

同じく5ページの2つ目のところに、「工事現場では労働者の出入りが多く、県契約単位での賃金の支払い状況を取りまとめるためには現場代理人に多大な負担をかける」とありますが、この意味がちょっとわからないのです。実態が果たしてそうなっているのかどうなのか、現場代理人の役割というか、どういう感じでやっているのか、そこら辺のところがこの内容ではよくわからないということでございます。

対応案のところですが、業者負担を幾らかでも軽減するよう努めたほうがこの条例がスムーズにいくほうではないのかなと、そういう感じがいたします。費用と手間をかけないというのが本来の条例の意図すべきところではないのかなと。人を信用しないという部分もあるので、そここのバランスをきちんととるべきではないのかなという感じがします。

そのほかに、資料No.1-1の1ページの一番下の(ウ)に「様式は別に定める」と出ているのですが、普通は規則の中で様式の主なものは定めるものではないのかなというふうに思います。そこら辺のところちょっと理解しかねる部分があるのです。私の理解ですと、わざわざ条例から規則に落としているわけですから、ある程度こういう様式で報告していただきますよというのは予め規則で示すのが親切なやり方、通常やり方ではないのかなという感じはするのですが、そこら辺についてご意見をお伺いしたいと思います。

○熊谷会長 4点ほどありましたが、よろしくをお願いします。

○工藤労働課長 私の方から説明をさせていただきたいと思います。

まず、1点目のマニュアルの非公開についてですけれども、マニュアルの定め方によるとは思いますが、マニュアルの方向性について了解いただければ、次回の審議会までの間に個別に相談させていただきたいと考えております。

事務局で公正に選ぶためには、事務局の恣意が入らないようにする必要がありますので、例えば、金額や地域割で行う方法や、あるいは契約の種類ごと、地域ごとに分けて、そして金額の大きいものから選んでいくというふうに機械的なルールを決めれば確実に公正にといいますか、事務局の恣意が入らないように決まると思うのです。ただ、そこまで具体的なルールをつくって公表してしまうと、業者さんの方で、うちの契約金額は下の方だから絶対に当たらないとか、あるいはうちは一番金額が大きいからまた今年も当たるとか、それがわかってしまう場合に、遵守状況を報告してもらおう制度をつくっても、どうせうちは当たらないから大丈夫だといったことになることを懸念しております。具体的にどこの業者さんが指定されるというのがわかるようなマニュアルであれば、それを公開してしまうのは、条例で報告をいただくという趣旨にちょっと合わないかなということをお考えたものでございます。それがマニュアルを非公開とする対応案としている理由でございます。

それから、2つ目のご質問、資料No.1-3の5ページでヒアリングを行った業者さんについてですが、人材派遣会社からヒアリングは行っておりません。業者さんからのヒアリングは必須ではありませんでしたし、パブリックコメントも一昨年度やっていますが、様式を具体的に考えている段階で、実際に報告をいただく業者さんから、これではとても無理ですよと言われるようでは困るということで、実際に報告をいただくことになる元請業者さんなどから意見を聞いたところでございます。そういった中でもやはり賃金単価、全員の賃金単価を他の業者さんに知られるというのはちょっと難しいと思いますよというようなご意見をいただいたということでございます。

それから3つ目の質問、資料No.1-3の5ページの上から2つ目の欄、「工事現場では労働者の出入りが多くて、契約単位での賃金の支払い状況を取りまとめるのは現場代理人に多大な負担をかけることになる」ということについてですけれども、実際には企業それぞれのやり方によるとは思うのですけれども、例えば6月分のある県内事業所の賃金状況を報告してくださいというのであれば、それはその会社の総務部門とかでまとめているので、それを出せばいいのだけれども、そのうち県の契約の何事業、どこの部分について出してくださいというふうになると、ヒアリングをした企業によると、工事現場の代理人がその工事には誰が入っているとかといったことを確認する必要が出てきて、総務とかまとめている書類の中から県契約の工事の分だけを切り分けて6月の報告を出すというようなことになれば負担が大きいというご意



見があったということでございます。

そういったことからすると条例上は県契約の工事の分の遵守状況を報告いただくという条例の規定ではありますけれども、それを含んだ会社の6月分なら6月分の全体の分を報告する方が作業が楽だというような場合には、作業が楽なほうで報告していいですよという運用にしたいということでございまして、先ほど佐藤委員さんがおっしゃったように、業者さんの負担を軽減する方向で私どもも考えているところでございます。

それから4つ目の質問、様式を規則で定めるべきではないかということについてですけれども、何年頃からかはちょっと忘れましてけれども、全部が全部規則に定めるというのではなくて、基本的には別に定めるというふうにしていくという方向に今はなっており、これは法務担当課と相談して、このようにしているものでございます。全部が全部を規則で様式を定めるのではなくて、別に定めるということにして、その場合にはホームページとかで、様式はこういうものですよということをちゃんと公表してお知らせするというふうにしていくというような方針にしております。

今回の場合、そういった基本的な方針に加えまして、個人情報も報告いただくということもありますので、別に定めるだけではなくて、賃金額ですとか、労働保険番号とか、そういった事項については規則上、明記したほうが良いという指導がありまして、そういった方向で考えているということでございます。

○熊谷会長 佐藤委員さん、どうですか。

○佐藤委員 皆様の考えはわかったのですが、例えば業者を選定する方法については、色んな書き方あると思うのですよ。上位、中位、下位から選んで報告してもらおうとか、どの契約が報告対象となるかがわからないような形でうまく文章化すればやれると思うのです。

あと様式の関係にしましても、やはりメインの部分というのは、本来はきちんと県報で告示するものだと思います。ホームページを見れば良いというのはわかるのだけれども、本来的にはやはり重要な部分ですので、規則の中に様式を盛るとというのが普通だと思うのです。これは私の意見です。

○熊谷会長 では、稲葉委員さん。

○稲葉委員 今のことなのですけれども、様式について、公表といたしますか、公布といたしますか、そういったことはされないのですか。例えば国の場合は、告示の形式で公表、公布するということをやるわけですけれども、自治体の場合はそういったことはしないのですか。

○熊谷会長 はい。どうぞ。

○工藤労働課長 様式を公表するかどうかということですが、想定していますのは、最終的にいずれかの形で公表するというところで考えております。ただ、それを規則の一部として公布するのか、別途、別に定めて公表するのかということだと思います。

○稲葉委員 規則でなくても良いと思うのだけれども、別にそういう場合の公示の方法があるはずなので、そういう方法でやったらどうかと思うのですけれども。

○工藤労働課長 告示とかですね。

○稲葉委員 ええ。

○工藤労働課長 実際に本県の運用としましては、規則で項目とかを定めたりして、実際に様式は別に定めるという場合には告示の方法ではなくて別に公表する、ホームページで公表するという方法が一般的です。

○**稲葉委員** 今はホームページでやるという方法もそれに準ずるものかもしれませんが、多分現行法では広報で公示するというのがオフィシャルなやり方だと思います。

あとマニュアルの問題ですけれども、これはどういうマニュアルをつくるかというのは、報告徴収制度の特色を決めるといいますか、性質を決定づけるものだと思うのです。例えば毎回、毎回アトランダムにやるという方法もないわけではないと思いますし、事務局でお考えになっているのは、形式的な基準、機械的な指標みたいなものをつくって選抜するということだと思います。ただ、その場合にどういうふうに報告徴収制度が機能するかと考えると、実際に遵守しているかどうかを調査する端緒を得るといような運営になってしまうと思うのです。それはそれとして良いのですけれども、疑問が生じているとか、極端に言えば問題企業がある場合にそれをどうするかという問題もあると思うのです。ですから、プラスαとして、特に報告を求める必要がある企業についても対象にするという方法もありますし、そうなれば、マニュアルの性格として単なる調査のための端緒だけではなくて、プラス法令遵守をさらに徹底させるといった意味も含まれると思うので、どういうマニュアルをつくるかということが一番の関心事になります。ただ、ちょっと感想めいた話になりますけれども、そういう問題企業を調査するというようなことになると、そのような基準まで公表するのは難しいのではないかなと思っております。

以上です。

○**熊谷会長** どうでしょうか。

○**工藤労働課長** ありがとうございます。まず、最初の様式の件ですけれども、県では、以前は大体の様式を規則で定めて公布していたというのがあったのですけれども、事務の効率化等の観点で、規則で全部様式を定めると制定などに時間がかかって柔軟に対応できないということで、基本的には県税の様式は県税の規則で定まっているのですけれども、そういったお金を徴収する関係の様式とか以外は、基本的には規則に「別に定める」という根拠だけを作って、あるいは必要に応じて項目だけ定めて、様式については別に定めるという根拠でもって、別途ホームページ等でしっかり公表するという運用になってございます。そういった方向で本日の案はお示ししたところでございますが、ただ本日色々ご意見をいただいておりますので、それも含めて法務担当課と相談して今後進めさせていただきたいと思っております。今の件の基本的な考え方はそういうことでございます。

それから、マニュアルについてですけれども、先ほどお話ししたのは、あくまでも例えばということで、形式的にルールを決めれば必ず何者かが選定されるということでもございましたけれども、ある年は一番大きい金額とか、次の年は小さい金額とか、そういうふうな決め方もあろうかと思っております。いずれそういった形式的に選定するマニュアルをご了解いただければ、事務局の恣意が入らないで選ぶことができるかなというふうに考えたところでございます。

ただ、ご意見にありましており、マニュアルのつくり方をもう少し抽象的に、例えば先ほどお話しした地域とか、金額とか、契約の種類とかを踏まえて選ぶとか、そういった部分までは公表して、実際の毎年の選び方についてはもう少し具体的に決めることにして、その辺について委員の皆様にご相談させていただくというふうなことで、マニュアルを全く公表しないのではなくて、ある程度公表できるものと公表できないもの、内規みたいなものとあわせて準備

するという方法もあるかなと感じております。

いずれ実際に指定をするのは平成 29 年度に入ってからですので、そのマニュアルについては、できれば今年度中の審議会の前に案を作成してご相談をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○熊谷会長 そうするとマニュアルといいますか、ガイドラインについて、現時点では、事務局で色々こういうふうな形にするといった構想はおありなのでしょうけれども、具体的な形では決まっていないと。それを今年度中ということになると 2 月とかの審議会に、形あるものとして出していただけるということですか。

○工藤労働課長 公開した方が良いようなマニュアルなりガイドラインということであれば、やはり次回なりの審議会でご相談させていただくというように進めたいと思います。もし非公開の方が良いというようなことであれば、審議会と別に、個別にご了解をいただく方が良くないかと思いましたが、いずれ公開するようなものであれば、審議会の方が良いと思いますので、そのような方向で進めさせていただきたいと思います。

○熊谷会長 ガイドラインの公開、非公開について、他の委員の皆さんのご意見はいかがですか。積極的な形で公表する、あるいは一部分もやっとした形で公表するというところもあるかもしれませんが、そこはいかがでしょうか。

谷藤委員さん。

○谷藤委員 マニュアルでも良い云々と言ったのは私ですので、私なりに思っていることを申し上げますと、事務局が言う、うちは絶対選ばれないという安心感のようなものが出るのはまずいというのはそのとおりだと思うのです。一方で、なぜうちが選ばれたのかというのが出てくるのもちょっといかがなものかという気はします。

そうすると、選び方はきちんとわかってないといけないうらうと思うのですが、そこで恣意性を排除するという考え方からすれば、非常に俗っぽい言い方ですけども、くじ引きというのもありかなと思っています。ただ一方で、くじ引きの結果、一番大きい金額の工事が外れましたというのもまずいでしょうから、両者を調和させるという意味では、例えば金額上位何件は必ず選ぶ、残りについては例えば地域割という方法もあるかもしれませんが、一定のグルーピングをした上で、くじで選ぶ方法もあるのかなと思っています。これは今思っているだけで、それがいいかどうかという話はまた別途検討が必要だと思いますけれども、いずれ恣意性を排除することと無作為性を担保すること、かつディテールは公開したほうが良いと思うので、その辺を全部調和させようとするとなんやなり方になるのかなと思っています。あくまでも参考意見ということですけども。

○熊谷会長 そのほかご意見はいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○熊谷会長 大体よろしいでしょうか。では、ガイドラインの公表あるいは非公開に関してはそういうご意見があるということではよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○工藤労働課長 ご意見ありがとうございます。マニュアルあるいはガイドラインについては、選定の仕方を公開できるようなものをつくるという方向で進めさせていただきたいと思います。また、委員の皆様からご了解いただく方法は、他の内容でも審議が必要という場合は 8 月の審議会開催の際にガイドラインな

りの案をお示ししたいと思いますが、それだけのために、お時間をいただい  
てお集まりいただくというのもどうかと思いますので、もし差し支えなけれ  
ば、2月より前に案を事前に送らせていただいたり、お示しさせていただ  
いて、調整させていただいた後に、2月の審議会でもたご審議いただくとい  
うふうに進めさせていただければと考えております。

それから、先ほど稲葉委員さんからお話しいただいたのにお答えしていな  
かったと思いますが、形式的に選ぶという他に、問題のありそうな企業とい  
いますか、ぜひここは調査するべきだという企業がある場合も対象にするとい  
うような要素はやはり入れたほうが良いと考えております。あと谷藤委員  
さんからご意見いただたくじ引き的な部分については、実は入札契約適正化  
委員会の方では、事務局が候補となる契約をいくつか選んで、その中から  
くじ引きという何ですけれども、事務局の恣意ではないということで第三  
者的な委員さんを選んでもらうということで、それを参考にと委員さんか  
ら選んでいただくという手続が良いのではないかなという考えがありました。  
ただそれは、くじ引きという意味ではなくて、第三者の目からということで  
前回は審議会委員の皆様を選定していただくという案でお示したという  
ことでございますので、くじ引き的な無作為性というところを、あるいは  
客観的に公正に選ぶというところを両立するというのは、さらに工夫が  
必要かなというふうに思います。いずれそれも含めて検討させていただ  
きたいと思います。

○熊谷会長 では、引き続きその点についてはご検討いただくという  
ことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○熊谷会長 それ以外はいかがでしょう。  
どうぞ。

○八幡委員 資料No.1-3の5ページ、ヒアリング調査結果の中で、一番  
上も2番目も関連しているのだと思いますが、特に下から3つ目、「賃金  
情報が同業他社に知られないように元請を通さず、工事に関係する企  
業を、県で企業ごとに確認するような対応が望ましい」というご意見  
があったということでございます。対応案も書いてありますけれども、  
多分元請と下請の関係というのは非常にシビアな関係があるのだら  
うというふうに思っています。ただ、県が発注する契約でいわゆる低  
賃金労働者を出さないようにしようというのがこの条例のそもそもの  
目的なわけなので、あるいはこういう案も良いのかな、元請を通さ  
ないで直接ヒアリングできるような、報告を求めることができるよう  
なことも必要なかなとこれを見てちょっと感じたものですから、ぜ  
ひこの辺を前向きに検討していただきたい。施行当初はこの案で良  
いと思うのですけれども、報告方法を変更していくという中で、こ  
ういうこともぜひ検討してみても良いのかなと思ったものですから、  
ちょっと感想めいた話で申し訳ありませんが、そういうことでよろ  
しくお願いします。

以上です。

○熊谷会長 はい。

○工藤労働課長 ご意見ありがとうございます。公布済みの今の条  
例では、元請である特定受注者から報告を求めることにしております  
ので、今回のヒアリングでいただいた御意見のように、下請業者さん  
から直接県が報告を受けるといことは、施行当初はできませんけれ  
ども、実際に報告を含めた条例の施行状況を見ながら、必要な場  
合には直接下請業者さんから報告をいただくとい

うようなことも含めて検討していきたいと考えます。

○熊谷会長 ありがとうございます。問題意識を持っていただけるということで、よろしくお願ひします。その他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○秋山委員 今回お示しいただいた様式などについては、非常に前回の審議会での意見を反映したものだと思っております、私としては評価しております。ただ、若干簡略化しすぎたかなという心配もありまして、この制度が、実効性を持って機能するかどうかというところが重要になってくると思います。その辺については、サンプリングの方法を工夫するなどして対応していただきたいと思ひますし、それも含めてこれから検討していただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○宮本委員 では、私も一言。内容に関してではなくて、やはり新しい制度をスタートさせていくという中では、業者さんにも、ヒアリングでも見られるように色々わからないところがあるかと思ひます。スムーズに船出していくことができるように、スケジュール表の中にも条例説明会の開催ということ盛り込んでおりますけれども、対象となる業者さんたちに十分説明が行き届くようにお願ひしたいと思ひます。条例説明会の開催方法をどのようにお考えになっているか、一応確認させていただければと思ひます。

○工藤労働課長 ありがとうございます。いずれ意見を踏まえて検討や準備などを進めてまいりたいと思ひております。

条例説明会については、実は昨年度の下期に、盛岡、県北、沿岸などの各地域で5回ほど開催しました。新しい制度ということもあり、県の契約を受注されている業者さんの関心が高く、1,000人以上の方々にご参加いただきました。昨年度は、そういう制度ができるだけなのだなとか、あるいは遵守事項というのは別に新たに何かやらなくてはいけなくなるということではなくて、今までどおりしっかり法律を守っていくということで良いのかといった感想が多かったのですけれども、今回は特に報告のルールとかをしっかりと理解いただくという必要がありますので、昨年度並みには各地域でやっていきたいと思ひておりますし、昨年度実施した際、業者単位でも開催した方が良いのではないのかといったご意見もありましたので、そういった形での開催も考えていきたいというふうにお願ひしております。いずれ、しっかりと説明をして、理解していただくようにしたいと思ひております。

○熊谷会長 ありがとうございます。

その他はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○熊谷会長 なければ、最後に事務局からお願ひいたします。

○工藤労働課長 今回ご審議いただいた結果、基本的にこの案でご了解いただいたということで進めさせていただいてよろしいかなと思ひております。ガイドラインについては、引き続き検討させていただきますので、規則案について、これではよろしければ、ただいま説明した案をもとに成案を作成し、法規担当課との調整を進めさせていただいて、9月か10月には公布ということで進めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○熊谷会長 そういうふうな形でよろしいですね。

(「はい」の声あり)

○熊谷会長 そうすると、条例規則等案については、これでいいということで、次に移らせてもらいます。

#### 4 その他

○熊谷会長 その他として、委員の皆様から特に何かございますでしょうか。  
（「なし」の声あり）

○熊谷会長 なければ、事務局からは何かございますでしょうか。

○工藤労働課長 次回の審議会について、先ほどもお話をさせていただきましたが、本日説明させていただいた案をもとに成案を作成して、制定作業を進めさせていただきますので、資料No.2でご覧いただいた8月中の審議会の開催はなしということで進めさせていただきたいと思います。ということで、今の予定としましては、次回の審議会は年を越しまして来年2月に開催をさせていただくということで考えております。具体的な日程の調整につきましては、別途連絡をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして議事は閉じさせていただきます。進行は事務局にお返しいたします。

#### 5 閉 会

○高橋雇用対策・労働室長 委員の皆様には熱心にご審議いただき、大変ありがとうございました。マニュアルの部分については、公表を前提ということで検討して、別途ご相談させていただくという形でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の会議はこれをもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。